

史

林

第二十九卷 第一號

(通卷第百十二號)昭和十九年二月發行

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

曾我部 靜雄

- 一、養老の令に見ゆる課口・不課口
- 二、日本諸史家の課口・不課口の解釋
- 三、日本諸史家の解釋の矛盾
- 四、調と雜徭との内容
- 五、唐令に見ゆる課口・不課口
- 六、課口の本質
- 七、課口の年齢
- 八、結語

一、養老の令に見ゆる課口・不課口

唐令及びこれを輸入攝取した我が國の養老令には、戸及び人を區別するのに、課戸・不課戸と課口・不課口なる語を用ひてゐる。唐時代及び我が奈良・平安時代の法

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

制や財政や社會問題を研究すれば、必ず遭遇する言葉であつて、日本法制史、日本經濟史などの何れの著書を見ても、これに對して皆解釋が下されてゐる。即ち「課口ある戸を課戸と言ひ、課口なき戸を不課戸と言つた。而して課口とは課役の擔稅義務ある個人を言ひ、不課口とはこの義務なき個人を言つた。」「調庸役を總稱して課役と云つた。」「(以上牧健二博士著日本法制史論上及び改訂日本法制史概論)とか、「國法上調庸を負擔する義務ある人間を課口と云ひ、其の義務なきものを不課口又は單に不課と云つた。」「(瀧川政次郎博士著日本法制史)と定義してゐる。課役即ち調庸を負擔する者が課口であり、

第二十九卷 第一號

一

負擔せぬ者が不課口であると共に、課口のある家が課戸であり、無いのが不課戸であると言ふのである。國定の日本史とも言ふ可き文部省編國史概説も、矢張り調・庸の負擔者が課口であり、然らざる者は不課口であると述べてゐる。しかし又日本史家である喜田新六氏は「調・庸・雜徭を課せられる課口を有する戸は、課口を有せざる戸よりも、多くの收入を得られる筈である。」（史學雜誌卷四十六編第四號所載令制に於ける戸の收入と租税の負擔）と述べられてゐるのを見ると、調・庸・雜徭の三者を負擔する者が課口であり、然らざる者は不課口であると考へられてゐるやうである。牧・瀧川兩博士の言はれる調・庸の上に雜徭を加へたものである。奈良朝時代民政經濟の數的研究の著者、澤田吾一氏なども略々同様な考であつたやうである。その他田租までも加へて諸税諸役を負擔する者を課口となすなどの説もあつて、區々であるが、いづれの説でも課口は必ず調と庸とは負擔するものであり、それに雜徭をも加へるか、或は又田租までも加へるかにある。唐の課口・不課口の場合にも、

我が國の東洋史家は略々これと同様な解釋を下してゐる。唐及び我が奈良・平安時代の班田收授法が行はれてゐた頃の租税諸役は、普通のものゝ租・調・庸（役）・雜徭の四者であつて、租は田土に對して課せられたもの、調は元來は戸に課せられたる戸税であつたが、唐では丁男、我が國では正丁・次丁・中男に負はする人頭税となつて居り、庸は即ち正役の代償であつて、唐では丁男、我が國では正丁・老丁が、一年中で一定期間、國家の中央的な勞役に無償で服するが、服せぬ場合は物を以て代納する。これが庸である。雜徭は唐及び我が國共に、原則として中男以上の者が負つてゐたる地方的な勞役であつた。これ等諸税役を負はされる對象となる丁男中男などの制度、所謂丁中の制度は、唐では新唐書食貨志によると、

凡民始生爲黃、四歲爲小、十六爲中、二十一爲丁、六十爲老、

とあつて、三歳までが黃、四歳から十五歳までが小丁、十六歳から二十歳までが中男、二十一歳から五十九歳ま

でが正丁、六十歳から老丁となつてゐる。これは唐の建國當初の制度であるが、玄宗の開元二十五年にも、亦同様な三歳以下は黄、十五歳以下は小丁、十六歳から二十歳までは中男となすの令が出されたが、天寶三年には十八歳から二十三歳までを中男となすと改正された。その後にも改正があつて、代宗の廣徳元年には、二十五歳から五十四歳までの間の男子を正丁となすなどとなつたが、この頃になると、税法役法共に改正されてゐたから、ここに論ずる課口・不課口の問題とは、關係が無くなつてゐる。

我が國に於いては、養老の令の戸分に、

凡男女、三歳以下爲黄、十六以下爲小、廿以下爲中男、廿一爲丁、六十一爲老、六十六爲耆、

とある如く、三歳以下が黄男、十六歳以下が小丁、十七歳から二十歳までの者が中男、二十一歳から六十歳までの者が正丁、六十一歳から六十五歳までの者が老丁（次の一分子）、六十六歳以上は耆と稱した。その後天平勝寶九年四月四日の敕、及び天平寶字二年七月三日の敕

によつて、十八歳から中男、廿二歳から正丁、六十歳から老丁、六十五歳から耆と改つた（國史大系本類聚三代格卷十七蠲免事）。

唐及び日本の丁中の年齢は以上の如くであるが、ここに問題にする課口及び不課口の年齢は如何程であつたであらうか。養老の令の戸令には、

凡戸主、皆以ニ家長ニ爲レ之、戸内有ニ課口ニ者爲ニ課口ニ、無ニ課口ニ者爲ニ不課戸ニ、不課、謂皇親・及八位以上・男年十六以下・並蔭子・耆・癡疾・篤疾・妻妾女・家人・奴婢、

とあつて、戸内に課口あるものが課戸であり、課口なきものが不課戸であつて、不課口とは皇親、八位以上、十六歳以下の男子、蔭子、耆、癡疾、篤疾、妻妾女、家人、奴婢を言ふと定義してゐる。これによれば我が國では、課口とは皇親、八位以上等の特別特殊な人々を除いては、一般に十七歳から六十五歳までの男子、即ち中男、正丁、老丁に至るを稱するのであつた。唐令にもこの日本令に類似のものがあつたが、誤があるやうであるから、後

に述ぶることとする。

二、日本諸史家の課口・不課口の解釋

日本の養老の令に見ゆる課口及び不課口、又それがあるか無いかによつて區別する課戸と不課戸は、上叙の如く中男、正丁、老丁等のものの何れかが存在するか否かによつて決定される。即ち換言すれば、我が國の課口とは中男より始るのである。これ以上の課口・不課口に關する定義は、日本の養老の令全部を通覽しても、いつこにも絶對に發見することが出来ない。然るを日本史家や日本法制史家が、調・庸、或は調・庸・雜徭、或は又租・調、庸・雜徭などの、この人人が稱する所の課役を負擔する者を課口と言ひ、しからざる者を不課口と言ふと定義してゐるのは、これは單に養老の令を自己の判斷によつて解釋したに過ぎないのであつて、令の正文に依つたものではない。富山房版國史辭典の課口の條によれば、律令制によつて課役負擔の能力ある者が課口であると述べてゐるが、如何なる律令制によつたのであるらうか、

私は知らないのである。日本の養老令は、藤原不比等らによつて元正天皇の養老年間に作られたが、その後、淳和天皇の末年であり仁明天皇の初年である天長十年（皇紀一四九三年）に清原夏野らが敕を奉じて撰したる令義解を始めとして、多數のこの令に對する註解書が現はれた。これが今日に至るまで残つてゐる令義解であり、令集解である。義解は公權的註解書であり、集解は私的註解書であるが（三浦・瀧川兩博士著定本令集解釋義）、義解及び集解が既に日本史家・日本法制史家・日本經濟史家と同様な註解をなして居り、又その註解通りに令が施行されてゐたから、現在の諸史家が、かく解釋を下すのも無理の無いことである。

課口が課口たるべき義務として負擔するものと解してゐる課役は、上述の如く、現代の諸史家は、これを調・庸或は調・庸・雜徭、或は又租・調・庸・雜徭と解してゐるが、これは義解及び集解に従つたのであらう。即ち三浦・瀧川兩博士著定本令集解釋義卷十三賦役一に見ゆる賦役の解釋に、

義解謂、賦者斂也、調庸及義倉、諸國貢獻物等爲賦也、役者使也、歲役雜徭等爲役也、

跡云、從人身輸〔役〕所、總曰賦、役身曰役、皆與課役同耳也、

とあり。義解は賦役とは調・庸・義倉米・正役・雜徭等と言ふと定義し、跡氏即ち阿刀連或は安都宿禰某の令私記には、賦役は課役と同じと言つてゐる。兩者を併せ考へると、課役は賦役と同一であり、調・庸・正役・雜徭等を指すと言ふにある。正役は即ち庸であるから、調・庸・雜徭と言ふのと同じであつて、日本史家の喜田氏等の課役の定義と同一のことを言つてゐる。

義解には右の如く課役を調・庸・雜徭などと解してゐるが、一方又同じく賦役一の水旱の令である、

凡田有水旱蟲霜、不熟之處、國司檢實具錄申官、十分損五分以上、免_レ租、損_二七分、免_二租調、損_二八分以上、課役俱免、

とあ條文中に見ゆる課役に對して、義解は次の如き解釋を下してゐる。

謂課者、調及副物、田租之類也、役者、庸及雜徭之類、(中略)問、課謂_二田租之類_一。未_レ知、他條田租亦得_レ爲_レ課、以_レ不、答、唯爲_二當條、生_レ文、不_レ涉_二令內通例_一、假如三位以上父祖兄弟、雖_レ免_二課役_一、不_レ可_レ免_レ租之類也、

即ちこの場合の課役の課は、調及び調の副物、田租の類を言ひ、役とは庸(正役)及び雜徭と言ふと定義し、而も課の内容に田租も含めるのは、この條令の場合のみに限るのであつて、他の條令に於いては含めず、例へば、三位以上の者の父祖兄弟は、同じく賦役令によつて課役を免ぜられてゐるが、この場合には田租までも免除しないのであると言つてゐる。かくの如く同じ義解でありながら、ここでは課役を田租までも含めたものとなしてゐる。後世の人人が課役を田租までも含んだものと解してゐるのは無理のないことで、この令の一番古く而も一番權威ある公權的註解書である義解が、既にこのやうに二様に解釋を下してゐる以上は、その何れか一つに従へば、一は田租を含まぬ調・庸(役)・雜徭となり、一は田

租を含めた租・調・庸(役)・雜徭となるのである。しかしながら、同一年代に編纂されて、而も同時に發布され同時に施行されたる法令中に見ゆる同一語彙を、このやうに兩様に解釋して別々に施行してよいものであらうか。かかることは、法令の精神から言つても、あり得ないと思ふ。恐らく義解の作者清原夏野も十分にこのことは判つてゐたと見えて、田租をも含むとしての解釋は、「唯爲當條生_レ文、不_レ涉_レ令内通例」とあつて、この條令のみに特別にかく解釋するので、他の條令には通用せずと遁辭を設けてゐる。特例を設けなければ解釋が出来ないのは、解釋に苦んだ學句の處置としてかくなされたのであらうが、これにても判る如く、課役を「租・調・庸(役)・雜徭」とか、或は「調・庸(役)・雜徭」とか、或は又次に述べるが如き「調・庸(役)」と解して、令中に見ゆる全部の課役なる語に適用すると、どこかに適用し得られないやうな場合、即ち解釋が出来ないやうな場合が生じて来る。強いて解釋せんとすれば、そこに無理が生じて来る。

現代の日本諸史家が多く解釋してゐる課役とは調庸を言ふとの定義も亦、昔から行はれてゐる。即ち類聚三代格(國史大系本)を關するに、その卷八調庸、卷十二隱首括出浪人事、卷十五易田并公營田事、卷十七蠲免事の所に多くの例あり。

一、延暦四年十二月九日、太政官符、應徵_下大宰管内九國百姓互浮_二浪九國_一調庸事の條には、

(上略)大宰所_レ管百姓、浮_二浪管内國_一、不_レ輸_二調庸_一、唯徵_二他界浪人課役_一、(中略)應徵_二課役者_一、府宜_下承_二知管内之百姓浮宕_一、精加_二督察_一、令_レ輸_二調庸_一、二、寶龜十一年十月廿六日、太政官符、應_二京職畿内七道諸國_一括_二部内浮宕百姓_一事の條には、

右伊勢國司解稱、當土之民浮_二宕部内_一、(中略)徒免_二課役之務_一、今加_二訪捉_一、多獲_二隱首_一、(中略)内大臣宣_二奉_レ敕_一、今據_二解狀_一益_二口將_レ千_一、所_レ輸_二調庸_一、有_レ倍_二常載_一、云云、

三、延暦四年六月二十四日、太政官符、應_二畿内七道諸國括_二資戶口_一事の條には、

右頃年之間、不課增益、課丁損減、(中略)差科之時、規避課役、常稱死逃之欺妄、庸調減損、國用闕乏、云云、

四、同じく應勘他國浮浪事の條には、

右無賴之徒規避課役、容止他郷、巧作方便、彼此共檢括同科課役、戸口不減、調庸增益、而國郡司顔面阿縱、并私隱沒爲己利、云云

五、承和十年四月廿八日、太政官符、應陸奥出羽兩國浮浪人送附本貫事には、

(上略)又陸奥人民既宥出羽、出羽百姓還匿陸奥、去就無定、奸遁多續、遂令課賦之民脱於籍帳、調庸之物欠於官庫、云云、

六、弘仁十四年二月廿一日、太政官謹奏、應免調庸事の條には、

課丁六萬二百四十人

全輸三萬二百九十九人

半輸二萬九千九百四十一人

調庸准額一百五十萬七千七百九十束

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

右課役之民率多貧窮、修貢調庸、極爲大難、延暦十七年四月十六日、太政官符、應免浮囚調庸事の條に、

右得大宰府解稱、所管諸國解稱、件俘囚等、恒存舊俗、未改野心、(中略)至徵調庸、逃散山野、未進之累、職此之由、望請、免徵正身、至于蕃息、始徵課役、云云、

八、弘仁二年八月十一日、太政官符、應浮浪人水旱不熟年、准平民免調庸事の條には、

右大納言正三位藤原朝臣國人奏狀稱、謹檢去和銅八年五月一日格稱、天下百姓多背本貫、浮浪他郷、規避課役、自今以後、浮浪逗留經三月以上、輸調庸、仍錄國郡姓名、附調使申送者、云云、九、貞觀九年五月八日、太政官符、應每年立限載獨符雜色人數事の條には、

右得民部省解稱、主計寮解稱、式云、勘大帳損益者、皆須相折損進檢其損益、(中略)今案式意、相折去今年調庸丁、爲令有益無損、所立

之文、但至_二于符損、不_レ責_二其代、而件等國依_二獨符入_二不_レ課雜色、(中略)以_二承和年中、近江國大帳、定_二(調庸丁)一萬四千一百四十三、丹波國定_二七千五百八十一、以_二彼年帳相_二折今年帳、所_レ欠調庸丁九千廿八、就_レ中近江國五千一百六十四、丹波國三千八百六十四、是則依_二獨符入_二不_レ課丁數多、例進丁數少之所_レ致也、云云、

以上九の例を挙げた。他にもまだあるが省略する。これ等の諸例で判る如く、平安時代には、養老の日本令にある課役は調庸と解し、調庸を負擔する者が課丁であると なして、實際にその如くに施行した。否な養老の令が發布された當初である奈良時代に於いて、既に課役を調庸として課役に關する法令を實施してゐた。後に擧ぐる奈良時代の計帳は、調庸を賦課するために作られてゐるが、計帳を作る目的は、日唐共に課役を賦與するにあつた。即ち我が奈良朝の政治家は、課役を調庸と解したが故に、調庸を催すために計帳を作つたのである。これ等の實例からして我が日本史家、法制史家、日本經濟史家

の大多數が課役は調庸を意味し、課役を負擔する者が課口であるとなすのは無理からぬことであらう。

三、日本諸史家の解釋の矛盾

課役を負擔する者が課口であり、然らざる者が不課口であり、その課役とは調・庸、或は調・庸・雜徭、或は又租・調・庸・雜徭を意味するのであるとの解釋は、奈良・平安の昔より今日に至るまで行はれ、法令そのものも、かかる解釋のもとに實際に施行された。課役なる一つの言葉に對して、三様の解釋があると云ふことは、確たる解釋が下され得ないがためではなからうか。私は我が日本諸史家が課口・不課口を課役の有無によつて區別し、更に課役の内容を如上の三様の解釋になしてゐるのを、養老の令の一つ一つと照し合せてみた所、そこには大なる矛盾の存することを發見した。

養老の令自身は、既に述べた如く、課口は年齢よりすれば、十七歳以上の中男・正丁及び老丁までを言ひ、他は不課口と言ふと述べてゐる以外に、課口の説明はなし

てゐないのである。課役の有無によつて區別をなすのは、我が國の註釋家が勝手にしたものであるが、その課役の内容を先づ調・庸として課口を見るに、直ちにこれでは割りきることの出来ないのに氣づくであらう。即ち先づ調より言へば、調は令の賦役令に、

凡調絹絶絲綿布、並隨郷土所出、正丁一人、絹絶八尺五寸、六丁成匹、(中略)次丁二人、中男四人、並准正丁一人、

とある如く、調は正丁、次丁(老丁)、中男が孰れも負ひ、次丁は正丁の半分、中男は正丁の四分の一を負擔する。課口は令自身の定義では、中男・正丁・次丁を言ふとあるが、調は右の如く中男・正丁・次丁が負擔するのであるから、課役の内容に調を含めて、課役を負擔するものは課口であると定義しても、年齢的には差支へは起らない。然るに他の一つの内容である庸について見るに同じく令の賦役令歳役の條に、

凡正丁歳役十日、若須_レ收_レ庸者、布二丈六尺、(中略)次丁二人同_ニ正丁_一、中男及京畿内、不在_レ收_レ

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

庸之例、

とあり。庸は正丁と老丁が負擔し、老丁は正丁の二分の一であるが、中男及び京畿内の正丁・老丁は、庸は納めないとあり。これによれば、庸(正役)は絶對に中男には及ばないのである。正丁・老丁のみが負擔すべきものである。然るに令自身の定義では、課口は中男より始ると言ふ。故に課口たる可き條件とする課役に、庸を含めるならば、令自身の定義に抵觸し、大なる矛盾の生ずるのに氣づくであらう。又令の賦役令の舍人史生の條には(上略)侍丁、里長、貢人得第未敘、勳位九等以下、初位、及殘疾、並免徭役、

とあり。殘疾者は徭役即ち正役(庸)を免ぜられるのであるから、若し課口の課口たる條件に正役(庸)が含まれてゐるならば、殘疾者は當然不課口に屬すべきである。それにも拘らず、令自身は廢疾・篤疾者を不課口の中に加へてゐるが、殘疾者は加へない。唐令に於いても同様である。殘疾者は立派な課口である。日本及び唐では、共に正役は免除するが雜徭は免除しない。この雜徭を負さ

れる所に大なる意義あり。

課役の内容を調庸として課口を説けば、以上の如き矛盾が生じて、課口の定義としては到底成立し得ないのを知り得るが、然らば課役を調・庸・雜徭としては如何であらうか。これも調・庸が既に駄目である以上は、雜徭を一つ多く附加したとて、駄目であるは、一見直ちに判るであらう。ただ雜徭について言へば、令の賦役令雜徭の條に、

凡令條之外雜徭者、每人均使、總不得過六十日、とあるのや、類聚三代格卷十七蠲免事の天平勝寶九歲四月四日の敕に、

天下百姓、成童之歲、則入輕徭、既冠之年、便當正役、云云、

とあるを見ても判る如く、輕役即ち雜徭は、十七歳の中男より負擔し始め、正丁も次丁も共に負擔するのである。故に雜徭を課役の一つの内容として課口を解釋する場合、令自身の定義である中男・正丁・次丁即課口となすの條文とは少しも矛盾しないのである。

第三の課役の内容を租・調・庸・雜徭として課口を説かんとするは、これ亦成立不可能であるが、特に租を加へたことによつて、益々矛盾を現はしてゐる。即ち租について、令の田令口分の條に、

凡給_二口分_一田_二者、男二段、女減_二三分之一_一、五年以下不_レ給

とある如く、我が國の班田收授法では、六歳から口分田が支給され、支給される以上は、その時から田租を納めねばならない。六歳から既に租を負擔してゐるが、一方令自身の定義では、十七歳の中男から課口を言ひ、十六歳以下は不課口となすと述べてゐる。若し租を納めることを以て課口の一條件とするならば、六歳よりの男子は既に課口の一條件を具へてゐるのである。十七歳を俟つてではない。故に租を課役の内容として課口を定義せんとするは、年齢的に見れば無意味なものと謂はねばならない。

かく課役の内容を三説について検討して課口を見るならば、いづれの説も成立せぬことが判るであらう。租及

び庸を條件としては、課口は絶対に説き得ないのである。調及び雜徭は、その負擔する年齢が、令自身の定義せる課口の年齢と相一致するから、この兩者を條件としては年齢的には説き得る。しかしこれを條件として課口を定義せんとするには、今少しく調・雜徭の何んたるかを究むる必要があるであらう。

四、調と雜徭との内容

支那に於ける稅役法の一つである調なるものは、蜀漢魏・吳を統一したる西晉の武帝によつて初めて正式に稅役法の中に取り入れられた。後漢末から始つた動亂によつて、土地は荒廢するし、人は離散するとして、それまでの主なる租稅であつた人を對象としての人頭稅や、田土を對象としての田租は、最早や大部分は賦課し得られなくなつた。ここに於いて西晉の武帝は、天下を統一するや、人を計算し戸籍を作つて、それに従前の如く人頭稅を賦課するには、多大の時日を要するから、比較的日常手数を要しない家即ち戸を調査して、戸毎に稅を賦課

する方法を採つた。これが即ち調であつて、戸を對象として賦課するから、戸調式賦稅法と言はるる所以である。一方田土については、支那に於ける班田收授法の元祖である占田・課田法を實施し、以て土地の混亂せるを匡正して新たな田租制度を確立した。これ等については、私は近く他の雜誌に「西晉武帝の田制研究」と題して詳論することになつてゐる。

西晉の武帝が制定した戸調式は、晉書食貨志に、

丁男之戸、歲輸絹三匹・綿三斤、女及次丁男爲戸者、

半輸、

とあつて、丁男・次丁男・丁女にて一戸をなす者に限つて、調が賦課された。調を賦課するには、戸をなしていることが、必須條件の一つであつた。然るに次の南北朝時代になると、南朝のある時代の制度では、

丁男調布絹各二丈(中略)、丁女並半之、(隋書食貨

志)

とある如く、丁男・丁女であることが唯一の必須條件であつて、戸は最早や必須條件にはなつて居らぬ。北朝に

於ても北齊の制度に

至河清三年、定令、(中略)男子十八以上、六十五以下爲丁、(中略)率以十八。受田輸租調、(中略)六十六退田、免租調、(隋書食貨志)

とある如く、ここでは専ら丁男のみが必須條件になつてゐた。このやうにして調の賦課對象物は、南北朝時代になると、段々と丁男のみとなり、隋を経て唐に至ると、全く丁男のみに賦課されることとなつた。新唐書食貨志

に、租庸調之法、以人丁爲本、とか、凡授田者、丁歲輸粟二斛、謂之租、丁隨鄉所出、歲輸絹二匹、綾絕二丈、

(中略)謂之調、用人之力、歲二十日、閏加二日、不役者、日爲絹三尺、謂之庸、とあるなどによつても判る如く、

丁男のみに賦課された。この唐の制度を攝取した我が國の制度に於いても、丁男が中心になるのはもつともなことであるが、我が國では既述せる如く、正丁、次丁(正丁の二分の一量)、中男(正丁の四分の一量)の全てに賦課された。中男にまで及んでゐる。

我が國では、是の如く、正丁・次丁・中男にまで調が

賦課されたから、調を課役の内容の一つとして課役を負擔する者即ち課口なりとする我が國の學者の定義は、令自身の定義である課口とは中男・正丁・次丁を指すと言ふ事實とは、年齢的には少しも抵觸しない。しかしながら養老の令の源流をなす支那の諸令にあつては、課役の實體に調を含めるならば、説明し得られない場面に遭遇するであらう。即ち唐令の親である隋令には、次の如き課役の例が出てゐる。

男女三歲已下爲黃、十歲已下爲小、十七已下爲中、十八已上爲丁、丁從課役、六十爲老、乃免(課役)、

(中略)其丁男中男永業露田、皆遵後齊之制、(隋書食貨志)

丁男は課役に從ひ、老丁になつて課役を免ぜられ、丁男中男に支給される永業田・露田の制度は、後齊即ち北齊の制度に從ふとあり。然らば北齊の制度はどんなものであつたか。これは既に先に掲げたが、今一度掲げんに、

男子十八以上六十五以下爲丁、十六已上十七已下爲中、六十六已上爲老、十五已下爲小、率以十八受田

輸租調、二十充兵、六十免力役、六十六退田、免租調。

とあり。隋もその田制は北齊のこの制度に従ふとある以上は、十八歳で田を受けてその時より租調を輸し、六十六歳で田を還して租調を免ぜらる規定であつたとすべきである。北齊及び隋の田制・役制を比較して表すれば

國名	田	制	役	制
北齊	十八ニテ受ケテ租還シテ輸ス	六十ニテ免ル	十八ヨリ力ナラン	六十ニテ力免セラ
隋	右同	右同	十八ヨリ課役ニ從フ	六十ニテ課役ヲ免セラ

若し我が國の學者の如く、課役を調庸と解すれば、隋に於ては、その田制では六十六歳で調庸の一つである調を免ずと言ひ、役制では六十歳で調を免ずと言ふこととなる。かかる矛盾が存在し得ようや。課役に調を含む可からざるは甚だ明瞭である。而も北齊の制度では、隋制に課役とある所には、力役なる文字を當ててゐる。

又通典卷三十五、職官祿秩の條には、雜徭の特殊なものである門夫の雜役が載せられてゐるが、それには

(上略)其京兆河南府及赤縣大門、各六人、庫門各三人、(上略)若番上不到、應須徵課者、每番、閏月不得過一百七十、忙月、不得過二百文、

者、殘疾免課調、中男免雜徭、

とあり。徵課とは後に説明する如く、雜役につくを錢物を納めて免るを言ふのであるが、これによつても課なる文字は雜徭雜役と關係あることが判り、而も殘疾者は課調を免ずとは、何を意味するであらうか。課と調とを免ず、即ち課の中には調が含まれざるを示してゐるのである。我が養老の令に於いても、かかる例あり。即ち馬戸とは左右馬寮に屬する雜戸であるが(三浦・瀧川兩博士著註四)、雜戸は賦役令の舍人史生の條に、

(上略)雜戸・陵戸・品部・徒人在役、並免課役、

とある如く、課役が免除されてゐた。然るに令の鹿牧令の馬戸分番の條には、

凡馬戸分番上下、其調草、正丁二百圍、次丁一百圍、中男五十五圍、

とあつて、課役を免ぜられてゐる馬戸より調を徴してゐる

る。これを見ても判る如く令の正文中には、課役には調を含めてゐないのである。課役に調を含めると、この調草と矛盾することには、平安時代の註解者穴博士も、既に氣づき、戸令戸主の條に於いて指摘してゐる。

課役の實體に租・調・庸を包含せしめて課役負擔者即課口なりと説明せんとすれば、以上の如く、どこかの條令の場合に故障を生じ、特例を設けないと説明が不可能になつて来る。課役の實體とする最後のものは雜徭のみである。雜徭については如何であらうか。

雜徭は、正役が中央的な國家の勞役なるに對して、地方的で臨時的なるものを稱するが、役をかく正役と雜徭とに區別するに至つたのは、北周・隋頃からであつて、それ以前の晉・南北朝頃は、全役（役の全部量）と半役（役の半分量）などに分ちてゐたやうである。而も中男の年齢から半役或は雜徭の役に就き、正丁になつて正役或は全役に従ふ。この場合、全役・半役の區別にあつては役の内容が同一であるが故に、全役に入れば、半役の義務は解消する譯である。然るに正役と雜徭との區別にあ

つては、役の内容が異つてゐるがため、正役に就くに至つても、雜徭の義務も依然として負つてゐた。雜徭はかくして丁男・中男を通じて負ふ可き義務であつた。我が國にありても、正丁・次丁・中男を通じて負擔すべき義務であつた。令の賦役令雜徭の條に見ゆる義解によれば、正丁は一ケ年六十日、次丁は三十日、中男は十五日を以て限度としてゐた。令自身の課口の定義は、幾回も述べた如く、中男・正丁・次丁を指してゐるから、課役の内容を雜徭のみとして、課役を負擔する者即ち課口なりと定義することは、令の定義とは相背馳しない。しかしながら、課役の實體を雜徭のみとなすことは、許されない事實である。

何故ならば、令の賦役令春季の條に、

凡春季附者、課役並徵、夏季附者、免課從役、秋季以後附者、課役俱免、

とあり。唐令にも同様な條文があつて、仁井田陞博士の唐令拾遺には開元七年及び二十五年の令として載せてゐる。この條令に「課を免ずるも役に従ふ」とあるによつ

ても判る如く、課と役とは異つた二つのものであつて、同一のものではない。従つてこの兩者を合せた課役も、單一内容のものではない。二つの異つた意味を有するものの合體である。合體となつても、本來の異つた二つの意味を内包したものであるから、これを單一意味の雜徭とのみには到底解し得ない。

課役を雜徭とのみに解すれば、課役負擔者即課口なる説は成立するが、課役を雜徭とのみに解することは、今の條文によつても許されない。許されない以上は、課役負擔者即課口なる説は、絶對に成立し得ない。成立し得ないものでありながら、奈良・平安の昔から今日に至るまでこの説が専ら行はれてゐる。行ふ可からざる説でありながら、これを行はんとするから、そこに無理が存在する。この無理を何んとかして克服せんとするから、課役の内容を調・庸としたり、或は調・庸・雜徭としたり、或は又租・調・庸・雜徭としたりするのであらう。唐令及び養老の令の如く、非常に整つた法令中に現はれてゐる同一語彙は、どこまでも同一の意味しか有してゐない

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

ものであらう。

註① 養老の令の賦役令に凡三位以上父祖兄弟子孫、及五位以上父子、並免課役、とあり。

五、唐令に見ゆる課口・不課口

唐令に於いても養老の令と略々同一の課口・不課口の條文がある。即ち唐令拾遺戸令開元二十五年の令には、

諸戸主、皆以家長爲之、戸内有課口者爲課戸、無課口者爲不課戸、

諸視流内九品以上官、及男子二十以上、老男廢疾妻妾部曲客女奴婢、皆爲不課戸、

通典第七食貨丁中の條、文獻通考卷十戸口考にも、同一のものが載せられてゐる。今我が養老の令と比較するに、唐令には男子二十歳以上を不課口とし、養老の令には男子十六歳以下を不課口となすとなつてゐる。男子二十歳以上の者を不課口となすとは、意味をなさぬ句であつて、誤りであるは明である。中田黨博士（同博士著法制史論集第一卷所載唐令と日本令との比較研究）や宮崎

(16)

既に述べた如く、我が國の養老の令に見ゆる課口を、課役を負擔するものとして解する場合、課役の實體を雜徭のみと見る時にだけ成立し得ることとなる。しかしそれは許されないことである。然るに唐令に見ゆる課口を、矢張り課役負擔者となし、課役の實體を我が國の支那諸史家の言ふ如く租・調・庸(役)となし、雜徭を含まずとすれば、課口の課口たる資格條件は、我と唐とでは全然反對のものとなる。同じ系統の法令であつて、而も略々同一の條文に現はれてゐる語彙の意味する内容が、かくの如く全然反對のものであらう筈がないと思ふ。必ずや單一のもの、單一でなければ單一に近いものであらう。然らば我が養老の令及び唐令に見ゆる課口・不課口とは何んであらうか。

六、課口の本質

課口・不課口は、唐に於いても我に於いても共に、國家が民衆に負擔せしむるある種の税役を、負擔する者が課口であり、然らざる者が不課口であることは間違ひな

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

い。ある種の税役とは何んであらうか。唐に於いても我に於いても、國家が民衆に負擔せしむる税役は、特殊なるものを除いては、租・調・庸(役)・雜徭の四つである。これは兩國に共通してゐる。從來この四つとなすべき税役を、租・調・庸(役)の三本建てとなしてゐるが、これは大なる誤りであつて、日本史・東洋史共に速かに改める必要があると思ふ。この四つの中のどれかを負擔する者が課口であり、然らざる者が不課口である。この四つの税役を記述してゐる唐の諸文献を擧げると次の通りである。

一、凡賦人之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰課、(舊唐書卷四十三職官志)

二、凡賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭、(大唐六典卷三戸部郎中員外郎の條)

三、賦役之制有四、一曰租、二曰稅、三曰役、四曰徭。

(唐の失名氏著大唐傳載)

四、凡賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭、(唐會要卷八十三租稅上)

賦役四種の第一、第二、第三の租・庸・調は、四書共に同一であるが、第四は徭と云ひ、雜徭と云ひ、課と云つてゐる。又唐會要卷八四にも、如大曆以前租庸課、不計錢、令其折納、とある如く、雜徭と言ふ可き所を課と言つてゐる。一、二、三が同一である以上は、四も亦文字は異なるも、その内容は同一でなければならぬ。即ち唐令及び養老の令に見ゆる税役の一つである雜徭は、課とも稱することが判るのである。雜徭を課とすれば、課役とは雜徭と正役とのことであつて、唐及び日本に於ける賦役の制の第三と第四とを指してゐるのである。しかるをこれに租や調を混合せしめて、以て課口・不課口を説かんとするから、割り切れない場合が所々に發生する。課口はどこまでも課を負擔する者即ち雜徭を負擔する者を稱し、不課口はどこまでも雜徭を負擔しないものを稱するのである。課に雜徭の意味が出來たのは、北周隋唐頃からと思はれ、それ以前の晋南北朝頃は單なる力役の意味を有してゐた。これについては拙稿「西晋武帝の田制研究」に詳論して置いたが、先きに例學した隋書

食貨志に見ゆる後齊即ち北齊の制度では、「六十免力役」とあるを、隋の制度では「六十免課役」と改正してゐるのを見て判るであらう。南北朝時代には、役は單なる内容のものであつたが、北周隋唐になると、役は正役と雜徭との二つに分れてゐて、課役なる文字が使用されてゐる。故にこの課役なる文字を、他の同一意味を有する文字に書き換へる場合に、最早單なる力役なる文字を使用しては、十分に意味を表現し得られないであらう。表現に忠實なる學者であれば、必ずやその取扱を慎重にするであらう。かかる例も私は發見するを得た。即ち唐律疏議の戸婚中に見ゆる旱害水害に對する免除規定の令、これは仁井田氏の唐令拾遺賦役令には、武德の令、及び開元七年、開元二十五年の令となつてゐるが、

十分損四以上、免租、損六、免租調、損七以上、課役俱免、若桑麻損盡者、各免調、

とあつて、これは養老の令の賦役令にも、

十分損五分以上、免租、損七分、免租調、損八分以上、課役俱免、若桑麻損盡者、各免調、

とある如く、數字が少しく異なる以外は、唐令と全く同一のものである。我が國の學者は、義解の清原夏野以來、これを「十分の五（唐令は四）以上を損すれば、租を免じ、十分の七（唐令は六）を損すれば、租調を免じ、十分の八（唐令は七）以上を損すれば、租調（即ち課）も役（正役のみとする人と正役・雜徭とする人の兩者あり）も俱に免ず、」と解釋してゐて、夏野の如きは、課役を他の所では調庸雜徭と解してゐながら、ここのみは租をも含めて解釋してゐる。この場合文意上租を含めざるを得ぬのである。この唐令の免除規定は、他の書にも又載せられてゐる。新唐書食貨志第一、及び王應麟の玉海卷百七十九食貨、唐賦役法の條に、

水旱霜蝗耗十四者、免租、桑麻蠶者、免調、田耗十六者、免租調、耗十七者、諸役皆免、

と見え、「課役俱免」が「諸役皆免」となつてゐる以外は、唐令と同一である。諸役とは役の復數のことであつて、單一の役でないことを示してゐる。正役と雜徭とを意味する課役の代用語として、もつとも相應しいもので

ある。即ち「課役俱免」とは「雜徭・正役も租・調と俱に免ず」と言ふ意味である。かかる例は他にもあり。即ち賦役の令の開元七年及び二十五年の令である。

諸皇宗、籍屬宗正者、（中略）並免課役、

とあるは、宋でも同様な令が元豐の時に作られて、宋會要稿食貨免役錢の所や、宋史卷百七十八食貨志に見えてゐるが、何れも「並免色役」とか、「得免役」となつてゐる。又雜徭の特殊なるものを雜役（雜差役・雜夫役）と稱し、その役に就かぬ者からは、正役に於ける庸の如く、代償錢物を出さしめた。後には全ての雜徭にも適用された。これを納課と言ひ、徵課と言ひ、その錢物のことを資課と言ふ。大唐六典卷三に

其防閑・庶僕・白力・士力納課者、每年不二千五百、執衣不過一千文、

とあるのや、新唐書食貨志第一に、

開元二十二年、（中略）凡庸・調・租・資課、皆任土所宜、州縣長官涖定蠲良、具上中下三物之樣輸京、（中略）二十五年、以江淮輸運有河洛之艱、而關中蠲

桑少、菽粟常賤、乃命庸・調・資課皆以米、凶年樂輸布絹者亦從、河南北不通運、州租皆爲絹、代關中庸・課、

と見ゆ。庸・調・租・資課とは庸・調・租・雜徭(課)に當り、雜徭(課)と資課との差異は、實役が代價かにあるのみ。雜徭を錢絹米に代へるを納課と言ひ、その錢絹米を資課と言ふとは、濱口重國氏の「唐に於ける兩稅法以前の徭役勞働」(東洋學報二〇の四、二二の一)に於いて、十分に研究されてゐる。資課の資は助ける意味であつて、課を助ける即ち雜徭を免れる代りに、錢物を以てそれを助けるとの意味であらう。この納課、資課のみをとつて見ても、課はどこまでも雜徭と解せなければならず、租調とか調などと解しては、全く意味不明のものとなるであらう。

次に唐令及び我が養老の令に見ゆる課役等の諸例につき、その主なるものについて調べよう。兩令は大部分共通してゐるから、唐令のみを擧げて、養老の令をも含んでゐるものである。先づ唐令拾遺賦役令の開元七年及

び二十五年の所謂春季の令は

諸春季附者、課役並徵、夏季附者、免課從役、秋季附者、課役俱免、

と稱するものである。新附の戸で春季に附したものは課役を徵し、夏季のものからは課は免じて役に從はしめ、秋季のものは課役俱に免ずと言ふのである。この場合に課役を正役・雜徭とせずして、若し租・調・役(庸)とするならば、唐代賦役四種の中で、三種までの規定を設けて、残り雜徭のみは設けないこととなり、甚だ手落ちの感がする。これを調・庸と見ても、又調・庸・雜徭と見ても同様である。且又この條文は新唐書食貨志第一や玉海卷百七十九食貨の唐賦役法の條にもあるが、唐令拾遺とは多少異つて、次の如くである。

凡新附之戸、春以三月免役、夏以六月免課、秋以九月課役皆免、

春附の者から「課役並徵」が「免_レ役」となつてゐる。「免_レ役」とは役は免するが課は徵すると言ふのである。而も夏附の者からは、課は免じて役を徵すとあり。どう

してこのやうに春の者と夏の者として免除の種類を區別したのであらうか。課役を租・調・庸(役)と解釋しては、この區別の意義が発見されないであらうが、これを雜徭

(課)と役として解釋すれば、區別の意義が初めて明かとなるであらう。何故ならば、雜徭は百姓が農業の閑なる春季に普通は徵せられるのであつて、宋では従つてこれを春夫(春季の夫役)と稱してゐた(拙著宋代財政史)。春季に徵す可き役の雜徭であるから、唐令拾遺・玉海・新唐書は、その條文の内容は多少異なるが、これのみはいづれも春季に徵して、他の季には徵してゐない。この所謂春季條の令は、單に力役即ち雜徭と正役とを新附の者に負擔せしむる役法規定として見る時に於いてこそ、大いにその内容が明かとなるのであらう。

次に賦役令の開元七年及び二十五年の孝子の條文であるが、

諸孝子順孫、義夫節婦、志行聞於鄉閭者、申尙書省奏聞、表其門閭、同籍悉免課役、

とあり。この條文は、多分隋の制度を承けたのであらう

と思はれる。隋書食貨志に、

孝子順孫、義夫節婦、並免課役、とあり。

この隋令は、先きに掲げたる隋の田制・賦役制・丁中制と一緒に隋書食貨志中に見えてゐる。隋の賦役制中に見ゆる課役は、力役即ち雜徭と正役とに比定すべきなるを證して置いたが、隋令を直ちに繼承したる唐令に於いても亦、同様に解釋すべきであらう。事實又この條令はその實施に當つて、力役を免ずることのみをなされてゐた。例へば唐大詔令集卷四に見ゆる則天武后の載初元年(永昌元年)改元の赦詔にも、

孝子順孫、義夫節婦、旌表門閭、終身勿事、

とあつて、勿事とは力役免することである。漢書卷一とか卷八などにかかる用例があつて、唐の顏師古は、いづれも力役を免ずることとの註をなしてゐる。唐大詔令集には、この外にも同様な例が、數多く載せられてゐるが、いづれも終身勿事とあつて、調庸と免ずるとか、租・調・庸を免ずるなどとは言つてゐない。又同じく賦役令

の開元七年及び二十五年の令である

諸内外六品以下官、及京司諸色職掌人、合免課役、とあるは、隋書同卷同所に、

有品爵、並免課役、

とあるに當るのであつて、この課役も亦、雜徭と正役として解す可きであらう。

以上の各條文の外に、唐令及び養老の令を通じて所々に課、課役、課口、課戸などの語が散見してゐる。これ等はそのいづれもが、大體に於いて、課を雜徭と解しても、亦租調などと解しても、條文の意味は通じ得る。故にそれ等を一一列舉して課の雜徭たることを證せんとしても、水かけ論に終り、効なき事であらうから、省略する。課の雜徭たるは、右記の數例によつて、十分に判り得るであらう。

七、課口の年齢

課口の課は雜徭を意味し、雜徭を負擔する者即課口であり、然らざる者が不課口であるとすれば、然らばその

年齢は如何なるものであらうか。我が養老の令にては、中男・正丁・老丁（次丁）が雜徭の役に服するから、中男となる十七歳から、老丁の終りである六十五歳までの男子が課口に該當する。これ養老の令の戸令、戸主の條に見ゆる

不課、謂皇親、及八位以上、男^{○○○○}年十六^{○○○○}以下、並蔭子[○]、[○]晉、云云、

とあるに完全に一致する。十六歳以下は小丁で雜徭の役なく、晉は六十六歳以上で、これ亦雜徭の役なし。課口を雜徭負擔者としてこそ、養老の令のどの箇條を説明するに際しても、何等の摩擦も起すこと無しに、説明が出来るのである。

養老の令は、かくの如く雜徭負擔者即課口と、いとも滑かに説明が出来るが、唐令に於いては、多少の除外例を設けて説明しなければならない。

唐に於いては、玄宗の天寶三年に丁中制の改正があるまでは、中男は十六歳より始つて二十歳まで（神龍元年より景雲元年までの間は二十二歳まで）であつた。唐に

於いても雜徭は、中男より始るとすれば、天寶三年以前は十六歳の男子より負はさる可きであり、天寶三年以後は、十八歳の男子より負はされる可きである。實際又それ等の年齢より負はされたのであつて、濱口重國氏の東洋學報（二〇の四、二一の二、二三の一）や歴史學研究（八の五）に載せられたる唐の稅役や丁中制に關する諸研究、鈴木俊氏の史學雜誌（四六の九・四七の六）や東亞（七の九）に載せられたる唐の同様は諸研究によつて、十分に明にされてゐる。

唐ではかくの如く天寶三年以前は十六歳から、天寶三年からは十八歳から雜徭が負はされるから、雜徭負擔者即課口の原則よりすれば、天寶三年以前十六歳より、三年からは十八歳より課口となす可きである。しかし實際は、いつの場合でも、十八歳からの男子を課口と稱したのであらう。唐では十六歳中男開始の天寶三年以前にあつても、雜徭の中で特殊で重要な雜役と稱せらるるものは、十八歳からの中男に負はされ、その實役に就かぬ者は、錢や絹や米を以て代償した。この代償するを納課。

と言ひ、徵課と言ひ、その錢絹米を資課と稱した。これ等については、既に濱口氏が前掲の諸論文に詳論してゐるが、何故に十八歳から、雜徭の特殊なる雜役を負はせ、又唐に類する代償をとつたであらうか。それは唐では授田の年齢は、十八歳の中男から開始される。給付反對給付の理論よりすれば、授田の反對給付としての雜役及び資課がそこにある譯である。民衆に何物をも與へずして、民衆よりその勞力、その錢物を供出せしむるは、唐代初期の如く支那歷代中でも、最もよく國家諸制度の備つた時代には、つとめて避けたことと思ふ。十六歳より中男となつて雜徭が負はされるが、それは全くの地方的な、臨時的な、短期間の輕小な勞働奉仕であつて、十八歳以上六十歳までの男子を徵用しても、不足なる場合にのみ、十六、十七歳の中男を手傳ひの意味で召集したのであらう。天寶三年に中男開始の年齢を十八歳として、授田の年齢に一致せしめたのは、この凹凸を是正せんがためのものであらう。かく見來るならば、天寶三年よりは勿論のこと、それ以前にありても、雜徭負擔の義務あ

る中男でも、普通の場合には十六、十七歳の者は課口とはせず、特殊な重要なものを負擔するやうになる十八歳の中男から、課口と稱したのであらう。

特殊で而も重い雜徭であるが雜役は、濱口氏の研究によれば、門夫（城門・倉庫門の番人）、烽子（烽臺の監視人）、牧人（牧者）、渡子（渡場の番人）、津家水手（橋梁番人）、驛子（驛の人夫）や、王公以下文武官の從者とも言ふ可き防閑、庶僕、白直、執衣、邑士、士力・親事・帳内などがあり、これ等には十八歳の中男から就役した。しかも門夫、烽子、渡子、牧人等には、殘疾者も就役した。殘疾者は我が國でも唐でも正役は免ぜられるが、雜役は免ぜられない。

唐の十八歳よりの中男は、このやうに重要で特殊なる雜徭に服したが、一方又鄉村の職役である里正・村正などの役にも、この頃から就いた。唐令拾遺の戸令開元二十五年の令には、

諸里正、縣司選勳官六品以下白丁、清平強幹者充、
（中略）其村正取白丁充、無人處、里正等、並通取十

八以上中男殘疾等充、

とあつて、十八歳以上の中男や、殘疾者が充てられたとあり。又これは後に擧げる計帳の例によつても判るであらう。或は又絶戸を繼ぐために分家するのも十八歳から許された。同戸令開元二十五年の令に、

諸以子孫繼絶、應析戸者、非年十八已上、不得析、
其年十七已下、命繼者、但於本生籍內、注云年十八
然聽、云云、
とあり。

唐の天寶頃、而もその三年の丁中制改正以後の敦煌地方の男子の計帳が、那波利貞博士によつて、佛・獨兩國より手寫將來され、歴史と地理第三十三卷に「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて」と題して詳しく紹介されたが、その中に當時の中男正丁、老男などの就役狀況が詳細に記されてゐる。今必要なる中男のみを抽出すると、次の通りである。即ち番號（子）にては

崇慶

載十八

中

男終

服

彌勒	載廿一	中	男終服	敬芝	載廿一	中	男
慈恭	載十八	中	男主簿執衣	守直	載十九	中	男
庭振	載十九	中	男侍	崇鳳	載十九	中	男
宣庭	載十八	中	男	子玠	載十九	中	男
璿光	載十八	中	男村	諸愛	載廿	中	男
海徵	載十九	中	男侍	履嵩	載廿	中	男
仙仙	載十八	中	男太守執衣	とあり。又番號(卯)には、			
胡子	載卅二(廿二?)	中	男侍				
崇欽	載十九	中	男				
とあり。番號(丑)には、				處榮	載廿	中	男朱參軍執衣
				光仙	載十八	中	男
				鶴子	載廿	中	男終服
思德	載十九	次男(中男)太守執衣	伏常 [?] 忿	載廿一	中	男	
趙祐進	載十九	次男(中男)渠頭	成金	載十九	中	男侍	
趙小臣	載十九	次男(中男)侍	大忠	載廿二	中	男	
とあり。番號(寅)には、				英架	載廿	中	男渠頭
				英嗣	載廿	中	男
				玉山	載十九	中	男渠頭
大賓	載十八	中	男郡史	仙舟	載廿	中	男村
承旦	載廿一	中	男侍	元暉	載十八	中	男侍
朝秀	載十八	中	男侍				

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

庭秀	載廿一	中	男太守執衣
陰思楚	載十九	中	男渠頭
吳明暉	載廿一	中	男終服
玉兒	載十九	中	男渠頭
廻廻	載廿二	中	男村正
翟思德	載廿	中	男侍丁
令暉	載十八	中	男
李光暉	載十九	中	男
希顔	載十九	中	男
新附	載十九	中	男
汜元暢	載十九	中	男
抱玉	載十九	中	男
景崇	載廿	中	男侍丁
とあり。尙ほ番號(卯)には、			
希盛	載廿二	品	子
近世	載十七	中	男
海元	載十七	中	男
悉郎	載十七	中	男村正

とあるも、これはいづれも、年齢に誤りがあるか、丁中の區別に誤りがあるかである。廿二は中男で、二十三以上の正丁の所に書く可き品子を書く筈なく、又十七才は小丁とて、それを中男になす筈なし。

右の子、丑、寅、卯の四種の計帳に記されてゐる中男數は四十七名であつて、終服なる註記のある者は四名、執衣は五名、渠頭は五名、侍丁は十名、村正は三名、郡史は一名である。執衣と村正は既述して置いたが、渠頭^④は堰の番人であり、郡史は郡の書記である。侍丁とは唐令の戸令開元七年及び二十五年の令に、

諸年八十及篤疾、給侍一人、九十、二人、百歲、五人、皆先盡子孫、聽取近親、皆先輕色、無近親外取白丁、人取家内中男者、並聽、

とある所の八十、九十、百才の老人や、篤疾者に侍する者を言ふのである。侍丁は勿論諸力役を免ぜられてゐた。開元二十五年の令に侍丁、依令、免役、惟輸調及租とあり。又終服とは、養老の令の賦役令、免期年徭役の條に、

凡遭父母喪、並免期年徭役、

とある喪に服することを言ふのであつて、日本では力役を免ぜられてゐた。唐令にはこれに當る條文が今の所發見されないが、養老の令の如く力役を免ぜられる規定であつたと思ふ。

この四種の計帳には中男の外に、十七歳の小丁が二名、六十一歳より六十七歳までの老男が十五名載せられてゐる。その他は全部二十三歳から六十歳に至る正丁のみである。十七歳の小丁二名は、あまりにも僅少な數として、これは何か特別な必要によつて記載されたのであらう。

原則としては中男以上を記載したものであり、雜徭正役賦課の必要から作成されたものと思ふ。鈴木俊氏も既に雜徭關係の戸籍と見てゐるが(史學雜誌四十七の六)、私はこれを計帳と斷定する。この那波博士によつて示された計帳は、鈴木氏も言つてゐる如く、全く力役賦課のために作られてゐる。歴史と地理の那波博士發表の實例について十分に閱覽を請ふ次第であるが、この計帳とは如何なる使命を有してゐたか。新唐書食貨志第一には、

又有計帳、具來歲課役、以報度支、

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

と言つてゐる。唐令賦役令の開元二十五年の令にも諸課役、毎年計帳至尙書省、度支配來年事、とあつて、同様なことを言つてゐる。來年度の課役を具して報告するものであつたが、實例は後にも一部を擧げてゐるのを見ても判る如く、主として中男正丁を列記し、その年齢及び正役・雜徭・職役と、これが免除になるものとを一つ一つ記載してゐる。これが來年度課役の内容であつて、租調などは少しも記載されてゐない。この一つの實例だけをとりても、課役に租・調を含めることの不可なるが判るであらう。唐では毎年一度計帳を作り、三年に一度戸籍を作つた。唐令の戸令の武德令・開元七年・二十五年の令に、

諸每歲一造計帳、(中略)三年一造戶籍、

とあり。而も亦戶令開元二十五年の令に、

諸戶、計年將入丁老疾、應徵免課役、及給侍者、皆縣令貌形狀、以爲定簿、一定以後、不須更貌、若有姦欺者、隨事覈定、以附於實、

とあつて、帳籍記載法の注意が述べられてゐる。丁男、

老男、疾者に算入、課役の徵免、侍丁の給出等の記載事項であるが、これ等は専ら計帳作成のためのものであつて、戸籍作成の注意事項としては不十分である。那波博士は、戸籍の寫しも紹介せられてゐるのが、以下少しく轉載しよう。戸籍の例、

戸主陰承光 載貳拾玖歲 白丁下下戶空 課戶見輸
 婆 袁 載七拾參歲 老寡空
 煖 煌 郡 煖煌縣 龍勒鄉 都鄉里 天寶三載籍
 母 齊 載肆拾陸歲 寡空
 妻 侯 載貳拾肆歲 丁妻 天寶四載帳後漏附空
 弟 承 俊 載貳拾伍歲 白丁空
 妹 惠 日 載貳拾歲 中女
 合應受田貳頃陸拾貳畝 肆拾玖畝已受冊畝永業七畝口分
 二畝居住園宅二頃一十三畝未受
 一段伍畝永業 城西七里陰安渠 東渠 西渠 南渠
 北宋阿達

以下略

計帳の例、那波博士紹介番號(丑)の一部、

左進賢 載冊七 上柱國子士 鎮

左崇璵 載六十三 老 男

左思亮 載冊九 上柱國子納 資

梁居住 載冊七 衛 士

男 思德載十九 次 男太守執衣

帳秦太 載廿七 上柱國子納 資

賈楚楚 載冊六 白丁殘疾村 正

以下略

兩者を比較すれば自から判る如く、戸籍は授田を主とし、計帳は課役を主としてゐる。先きの唐令開元二十五年の造簿の令は、全くこの計帳作成の記載事項であらう。授田を主とする戸籍は、授田の範圍が丁男・中男以外にまで及ぶから、全家族を籍記するの要があるが、計帳は力役職役を主とするから、力役職役負擔者である丁男・中男を中心に作られる。授田の必要から主として作れる戸籍も、班田收法が廢れて田士の私有制が確立し、賦役も租・庸・調が合して兩税法となつて來ると、その記載内容も自然變更される譯であつて、最早や授田のための全家族名は、記載の要が存在しない。兩税法は田士の所有

者の老幼男女の別によつて課税するのではなく、土地さへ所有して居れば、誰にでも課税された。それであるから、官として今後賦役實施の必要から、民衆の戸籍を作るならば、夏秋兩税の中に加しない残りの雜徭實施と

里正・村正の如き國家の義務的公吏となる職役の實施のためのものを作ればよい。かくして今迄かかる使命を有してゐた計帳が、段々と戸籍化して來て、唐の次の宋になると、戸籍に記載せられる者は、専ら雜徭・職役負擔者である丁男のみとなつた。これについては別に他誌で詳論する心算であるが、かかることは、我が國にても班田收授法の崩壞後、略々同様な現象を呈してゐた。那波博士が紹介された唐の四種の計帳に於いて、特に注意すべきは、十七歳の小丁(小男)が二人(他に不確實なもの三人)、六十一歳以上六十七歳に至る老男が十五人籍記されてゐることである。唐に於ける正役(唐)は丁男のみが負擔し、雜徭は中男にまで及ぶが、小丁・老男には及ばないのが原則である。即ち小丁・老男は不課口である。先きに掲げた開元二十五年の課口・不課口の令にも

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

諸視流内九品以上官、及男子二十以上、老男廢疾、(中略)皆爲不課戶、

とあるが如く、老男が不課口であることが明瞭に規定されてゐる。小丁の不課口規定の所は、男子二十以上となつて、甚だ不明瞭であるが、小丁が不課口たるは、異論のなきことで、今更説明を要しない。かく諸役に無關係の小丁・老男が、諸役實施のために作られる計帳に記載されるのは、甚だ無意味のやうに思はれる。しかしそこには何か必要あつて記載してゐるのではなからうか。鈴木俊氏は、既にこれは唐律にて十六歳以上二十歳に至る中男と、六十歳以上六十九歳に至る老男とを同一待遇に置いてゐるから、六十九歳以下の老男にも、雜徭が課せられたのでは、なからうかと推測されてゐる(史學雜誌四七の六)。私はこの推測は正しいものと思ふ。何故ならば、老男に對して明かに雜徭が課せられたる事實が、又那波博士紹介の敦煌戶籍中に見えてゐる。即ち那波博士紹介番號(己)に、

一、戶主曹懷瑀 載陸拾陸歲 老男翊衛 課戶見不輸

男 元 超 載 參 歲 黃 男

以下女のみ六人

二、戸主陰襲祖 載捌拾五歲 老 男 不 課 戸

三、戸主程什住 載七拾捌歲 老男翊衛 課戸見不輸

弟 大 信 載參拾肆歲 上柱國子

男 奉 仙 載貳拾歲 中 男 天寶四載帳後死空

以下略

四、戸主程仁貞 載七拾七歲 老男翊衛 不 課 戸

男 大 璧 載壹拾歲 小 男

以下女のみ六人

五、戸主劉感德 載捌拾肆歲 老 男 不 課 戸

と、老男が戸主である五戸の戸籍が載せられてゐる。而もその作成年代は天寶六年であつた。五者の中で第二の陰襲祖、年八十五歳と第四の程仁貞、年七十七歳と第五の劉感德、年八十四歳の不課戸たるには異論がない。何故ならば、一戸内に課口該當者が無いから、不課戸たるは當然である。然るに第一の曹懷瑀は年六十六歳で老男であり、第三の程什住は年七十八歳でこれ亦老男である

にも拘らず、共に課戸見不輸となつてゐる。課戸であつて現在は租・庸・調などは納めてゐない、即ち雜徭のみ負擔してゐるとあり。

第三の程什住は老男ではあるが、弟の大信は三十四歳の正丁であるから、一戸内に課口があることとて、これは當然課戸であるが、第一の年六十六歳の曹懷瑀は、老男であり、他の家族も、三歳の黃男と女ばかりである。

中男・正丁は一人も無し。然るに課戸見不輸となつてゐる。これはどうしても六十六歳の老男たる曹懷瑀が雜徭を負擔してゐるが故に、課戸になつてゐると看做さなければならぬ。明に雜徭の一種である府兵制度による翊衛なる役を負つてゐる。鈴木氏の推測は誤りないと思ふ。この六十六歳の老男課戸の一例をとつてみて、課役(租・調・庸等)負擔者即課口論者に三省を望み度きは、若しその説が眞であるならば、課戸である六十六歳の老男が、租・調・庸などを負擔することとなり、「租・調庸を負擔する者は丁男也」、の原則に、根本的に相反して來、これが眞であれば班田收授法の稅役制度の説明

は、根本的に改める必要が起つて來るであらう。

計帳に六十一歳より六十七歳に至る老男が載せられてゐるのは、雜徭賦課の必要からであるは、以上の説明で判るであらうが、同じ計帳に確かなる十七歳の小丁が二人載せられてゐるのは、何んのためであらうか。

景陽 載十七 小 男渠 頭

元璋 載十七 小 男

(近生 載十七 中男)

(悉郎 載十七 中男村正)

(海元 載十七 中男)

これも雜徭賦課のためであらう。何故ならば、景陽には雜役である渠頭なる註記が附せられてゐるを見ても、判るであらう。

ここに一考すべきは、この十七歳の小丁、六十歳臺の老男は、天寶時代に、全國悉く雜徭の義務に服したであらうか。私はそうではないと思ふ。一地方で中男・丁男を悉く雜徭・職役に差出して、而も不足なる場合、中男・丁男の年齢に近い小丁・老男にまで及んだのであらう。

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

十六歳中男開始の時代に於いても、十八歳より眞の雜徭が負はされ、十六歳十七歳のものは、手傳的であつたであらうと、同様のものと思ふ。原則としては依然として中男・丁男が服するには變更がなかつたのであらう。那波博士紹介番號(子)(寅)の計帳には、一名の小丁・老男も含まれず、番號(丑)には老男、番號(卯)には老男も小丁も含まれてゐる。かく計帳によつて記載内容を異にしてゐるのは、這般の事情を物語つてゐるのであらう。

次に我が國の計帳について一言せんに、我が國では、課役を調・庸として法令を實施した關係上、課役のために作られる計帳も、従つて調・庸賦課の目的で作る可きである。實際そのやうに作られた。澤田吾一氏著奈良朝時代民政經濟の數的研究に引用せる大日本古文書に見ゆる正倉院文書の奈良朝聖武天皇神龜三年の山背國愛宕郡出雲鄉雲下里の出雲臣筆、出雲臣文田、出雲臣吉事なる三戸の計帳や、天平十二年の越前國江沼郡山背郷の江沼臣族忍人の計帳には、調・庸のことが明記してあつて、澤田氏も亦、かく稱してゐる。一二例を示すと、左

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

第二十九卷 第一號 三二

の通りである。

1、戸主大初位上出雲臣筆戸

去年帳定良口七人男四女三

帳後新附一人緑子

今年計帳定見良大小八人男五女三

不課口舊六新一

男四人帳内一緑子一 小一 老一

女三人丁女一少女一 緑女一

課口一人

見輸一人正丁

輸調錢九文澤田氏註、畿内には唐なし、故に唐は見えず

戸主大初位上出雲臣筆、年七十歳、耆老 右頬黒子

以下略

2、戸主江沼臣族忍人戸計帳手實

合今年計帳定見良賤大小口三十九人男廿二女十六 奴一

不課口二十七人

男十人小一七 緑三

女十六人

奴一人

課口十二人

中男三人

見輸九人

半輸六人兵士一侍三 逃一 郷長一

全輸三人

輸調二疋一丈五尺

庸綿三屯

戸主江沼臣族忍人、年四十四、正丁 郷長 右頬

疵 以下略

この日唐兩國計帳の差異、即ち唐のは正役、雜徭、職役のために作られ、我が國のは調・庸のために作られる相違を見ても、彼我の間に課役の解釋が異つてゐたことが判るであらう。

八、結 語

私は唐令及び我が養老の令に見ゆる課口・不課口について、叙上の如く縷説した。要は課口とは雜徭を負擔す

るもの、不課口とは然らざるものを言ふと、ここに定義せんとするのである。奈良朝に於いても既にさうであったが、平安朝の初め頃、清原夏野が令の義解を造り、課口とは課役を負擔するもの、不課口とはそれを負擔せぬものと定義し、その上課役とは租・庸・調・雜徭或は庸調・雜徭などと解釋し、而も義解は公權的註釋書であつた關係上、令自身と殆んど同様な通用力を持つてゐたから、課口・不課・課戸・不課戸・課・課役などの令の用語は、義解の解釋通りに解釋されて大率ね實施された。類聚三代格だけを見ても明かである。義解がかくの如くに解釋し、法令自身も亦その解釋に従つて實施されたから、後人は誰も殆んどその誤りに氣づかず、多數の學者の説を集めたる令の集解の如きも、亦大率ね義解の説に従ふ有様であつて、爾來ここに一千年、現今の我が日本史家・法制史家・經濟史家もが、何れもこの先人の説を遵奉されてゐる。我が養老の令の解釋がこの如くであるから、これと殆んど同一の令である唐令の解釋に於いても、我が東洋史家は日本諸史家と略々同様な態度をとら

れ、支那の現代の學者も亦然りである。

課役を負擔する者即課口とし、課役を調・庸とか、租・調・庸とか、或は調・庸・雜徭、或は又租・調・庸・雜徭などとして、唐令及び養老の令の各條に適用するならば、私が指摘した如く、割り切れない矛盾が生ずる。唐令實施の例たる敦煌の戶籍計帳について見るも、同様である。現代人の著書に於いては、「調庸(役)を總稱して課役と云つた。課役義務者は課口である。」と定義しながら、次に「中男と畿内の百姓には庸を出すべき義務がない。」と述べてゐる。これが事實ならば中男は庸を出すべき義務がないから、調庸(役)の課役を果し得ず、即ち中男は課口ではないこととなる。これ令自身が定義してゐる中男の課口なりと言ふ條文と、相反することとなる。

唐では課役負擔者は課口であるとし、而も課役を調・庸などと解釋して、唐令を實施した例は、私の管見では絶對に見當らない。見當るのは我が國に於いてのみである。このやうに課口を課役負擔者とし、而も課役を調・

庸などと解釋して、令を實施すると、どこかに實施上に支障を來すことは免れない。解釋すべからざるものを、無理に解釋して實行せんとするから、それは止むを得ないであらう。奈良・平安兩時代には、令の實施に當つて課口を單に租・調・庸・雜徭全部を負擔する正丁・次丁とのみして、中男を含めなかつたり、或は課口を二分して課丁と中男とし、課丁は正丁と次丁と言ふとして、課口・不課口の令を運用してゐる（澤田吾一氏著奈良朝時代民政經濟の數的研究第六章・第七章）。令を誤つて實施したから、かかる便法を講ずる必要に迫られたのであらう。出發點から誤つてゐるから、令相互間の解釋にも矛盾を生じ、實施に當つてもかくの如き矛盾が生じたのである。私の解釋が幸ひにして江湖の容るる所となるを得ば、養老の令制度後、一千二百餘年にして、初めて正當なる解釋がこの條文に與へられた譯である。

終りに更に一言附け加へたきは、唐より行はれたる課口・不課口の制度は、その起源は矢張り班田收授法の創始である西晋の武帝の時にありと言ふことである。武帝

の田制については、他誌に述べるから、ここでは述べないが、晋書食貨志に見ゆる田制には、

（上略）其外丁男、課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半之、女則不課、

なる一文あり。然るに先に掲げた文獻通考卷十三職役考、新唐書食貨志の課口・不課口の一文には、

（上略）若老及廢疾篤疾、（中略）及視九品以上官。不課とあり。又養老の令の戸令には、

（上略）不課、謂皇親及八位以上、（下略）

と見ゆ。この三例を比較すれば不課なる語の用法は、全く同一なることに氣づくであらう。意味も從つて私は略々同一として解釋するのであるが、同じ系統の制度に現はれて來る同じ言葉は、時代によつて多少その意味を異にすることもあるが、大體は同一の意味を有するものであつて、課口・不課口に於いても、さうすべきであらうと思ふ。

昭和十八年六月十九日稿了

註② 兵役も我が國にては特殊な雜徭の一部であつた（牧博士

著改訂日本法制史概論頁七二)。唐に於いてもそうであつた。唐の皇城内には禁軍として十二衛及び左右六率府が置かれ、番上の衛士を領して警衛に當るが、各衛及び率府には各々の宿衛官たる親衛、勳衛、翊衛を設け、この任に當る者は、位官ある人の子弟が番上してなつた。實役に就かぬ者は、これ亦錢物代納した。これを納資と言ふ(大唐六典卷五)。雜役代償たる納課、資課とは少しく名稱が異なるが、實質は同一のものである。

③ 唐令拾遺中より主なるものを拾つて見よう。

一、田令、武德・開元七年・二十五年の令、諸授田、先課役、後不課役、云云、

二、賦役令、武德・開元七年の令、(上略)諸州高麗百濟、應差征鎮者、並令免課役、

三、賦役令、開元七年の令、諸有功之臣、賜賞封者、皆以課戶充、云云、

四、同令、開元二十五年の令、諸邊遠諸州、有夷獠雜類之所、應輸課役者、隨事斟量、云云、

五、同令、開元七年・二十五年の令、諸任官、應免課役者、皆待錫符至、然後注免、云云、

④ 史學雜誌卷五四の一・二・三所載那波博士論文唐代の農田水利に關する規定に就きてを參照。

⑤ ただ養老の令賦役令の封戸の條である凡封戸者、皆以課戶充とある所に、穴博士の課戸についての註解があつて、課

唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口

戸中男以上一人是也、於今依格也、雜衛公役耳、云云と述べてゐる。簡單な文章であるから、論旨は十分明にし得ないが、課役などの意味が、少しく判つてゐたやうである。

附記 この稿は日本學術振興會の援助を得て、五代宋時代の經濟史を研究中、宋の戸口數問題に關聯して氣づいて纏めたものである。同僚の高柳眞三教授より種々有益なる助言を得た。ここに共に感謝する次第である。

補遺

頃日或る知人より、次の如き質問をうけた。即ち通典卷六、食貨賦稅下に、

按天寶中天下計帳、戸約有八百九十餘萬、其稅錢約得二百餘萬貫、其地稅約得千二百四十餘萬石、課丁八百二十餘萬、其庸調租等約出絲綿郡縣計三百七十餘萬丁、庸調輸絹約七百四十餘萬匹、綿則百八十五萬餘屯、租粟則七百四十餘萬石、約出布郡縣計四百五十餘萬丁、庸調輸布約千三十五萬餘端、云云、

とあつて、玄宗の天寶年間に課丁が八百二十餘萬あつて、それ等は各々租・庸・調を負擔してゐるを述べてゐる。

これによると課丁の課丁たる必須條件は、租・庸・調を負擔するにあつて、雜徭の負擔に非ざるやうに思はれる。又同書卷七、食貨歷代盛衰戶口には、

天寶十四載、管戶總八百九十一萬四千七百九、應不課戶
 三百五十六萬五千五百一、應課
 戶五百三十四萬九千二百八十、管口總五千二百九十一
 萬九千三百九、不課四千四百七十萬九百八十八、課口八百二十萬八千三百二十一

とあつて、この一文の割註では、課口八百二十萬八千三百二十一と見えてゐる。即ち先きの課丁と言へる所は、ここでは課口と言つてゐる。これによつても判る如く、課口は課丁と同一であり、課丁は租・庸・調を負擔する故に、課口も亦、租・庸・調を負擔するものであり、租庸・調を負擔する者は丁男のみであるから、課口とは丁男を指すのであつて、租・庸・調を負擔せざる中男は含まず。即ち雜徭負擔の有無によつて課口・不課口を決すべきものではないのではなからうかと。

右の質問は洵に理由のあることであつて、この兩史料を以てのみ判斷すれば、課口即ち課丁の資格は、租・庸・調を負擔するにあるかの如くに思はれる。これは既に濱

口重國氏も「唐に於ける兩税法以前の徭役勞働」(東洋學報二〇の四)の第一節の註に於いて論ぜられてゐるのであつて、私も同氏のこの論文を讀んだ際に氣づいてゐたが、私の論文の作成の節には、それを全然失念して、遂に説明を加へずに終つた。今同様な質問に接したから、ここに改めて説明を加へる次第である。

私の先づ述べたきは、唐令の正文などには、普通に課口なる文字のみを使用してゐるのに、何故に通典では特に課丁なる文字を用ひたかのことである。課はそのまゝとして、他の口を丁に改めてゐる以上は、或は何かそこに意味があるのではなからうか。而も課丁なる文字を使用してゐる通典の一文は、一讀して直ちに判る如く、租庸・調の總歲入の報告であつて、唐では租・庸・調を負擔してゐる者は、丁男のみであるから、この課丁とは丁男のことであり、天下の丁男が納入する租・庸・調の總統計である。然らば丁男を何故に課丁と言ふのであらうか。これは唐令の租・調賦課の條文によつて説明が出来ると思ふ。即ち仁井田博士著唐令拾遺の賦役令に、

諸課戸毎丁、租粟二石、其調綾絹絁布、並隨郷土所出、云云、

とあつて、諸々の課戸の毎丁男は、租・調を納むと言つてゐる。課戸とは課口が一人でも居れば、かく稱するのであるから、課戸の家族としては、老弱男女全てが含まれる譯であつて、その中でも租・庸・調を負擔する者は丁男のみであるから、「諸課戸毎丁」と言つたのである。

課戸の丁男とは、これを省略すれば、課戸となる。即ち課丁とは課戸の丁男との意味であつて、丁男を特に課丁と稱するならば、課口の中に中男と課丁とがあることになる。澤田吾一氏の研究にもある如く、かかる分類法は、我が國に於いても行はれた。

如上の説明で課丁の何たるかが判ることと思ふが、然らば、割註に見ゆる課口とは如何なるものであらうか。これは明かに丁男であり、課丁である可きを課口と言つてゐる。私はこれは課丁と書く可きを、不用意にも課口と書いたのだらうと思ふ。或は實際又天寶十四年頃には、課丁と課口とは、同一の意味に混用してゐたかも知

れない。元來課口とは、既述の如く、唐では原則として中男と丁男即ち課丁と言ふのであるが、その國家が彼等に賦課する税役は、中男は雜徭のみを負擔し、丁男即ち課丁は、租・庸・調・雜徭の全部を負擔して居り、而も雜徭の中でも一番重要な兵役は、丁男のみが負擔してゐたから、等しく課口であつても、國家が重要視する度に於いては、非常な相異があつた。中男は課口であつても、全くの添へ物の如き存在であつて、課口の主體は丁男がなしてゐた。課口の制度が設けられた當初は、それでも甲乙なく取扱はれたであらうが、段々と時が經るに従つて、重要でない者は閑却されるのが常であつて、課口の中でも次第に丁男のみが大きい存在となり、玄宗の天寶十四年頃には、これが課丁となり、これが又課口を代表して單に課口と言はるやうになつたのであらう。我が國に於いても亦、澤田吾一氏の研究にある如く、課口のみで租・庸・調・雜徭を負擔する正丁・次丁を意味し、中男は除外する方法が行はれてゐた。等しく我と彼とで用法を一にしてゐたが、そのかくする理由に於いて

は、我と彼とで異つてゐたと思ふ。

即ち我が國でも唐でも、同じく中男と稱して、この頃より課口に加はるが、その國家に負へる義務には、大なる相異があつた。我が國の中男は、正役即ち庸を除く以外の租・調・雜徭は、正丁・老丁同様に負擔してゐた。

唐の中男は雜徭のみを負へるに比すると、大なる差が存在する。前に述べた如く、唐で正丁のみを課丁と言ひ、或は又時に課口と稱して中男を除外したのは、中男は國政の運用上、それほど重要でなかつたがためであると説明したが、この説明は従つて我が國の場合には通用しない。我が國の場合は、私が本文中で述べた如く、法令の解釋を誤つたが故に、法令の實施上、かくの如き區別を改めて設けざるを得なかつたから、設けたのであらう。

昭和十八年八月二十七日追記了